

最低賃金法の実効ある改正と 最低賃金の引き上げをすすめるために

2007年1月 生協労連書記局

1. 2007年春闘は最低賃金法の改正と最低賃金の改善のチャンス

2007年春闘では、生協労連は「ストップ！！格差社会とワーキング・プア」をめざし、32年ぶりの最低賃金法改正に向けて、憲法25条を保障する最低限の要求として、産業と地域で働く労働者とともに、全国一律最低賃金制の確立、地域包括最低賃金の大幅引き上げ、「どこでもだれでも時間額1,000円以上」の実現をめざすと取り組むをすすめます。

雇用や労働時間に対する資本の横暴を規制し、労働者を保護することを目的とする法律の抜本的な改悪がこれからの国会の焦点になるうとしています。そのなかの一つとして「最低賃金法の改正」があります。国会のうごき・審議状況によってさまざまな行動も提起されます。職場と地域での「学習と署名・宣伝行動」「生協内最賃協定の締結」をしっかりと取り組むことに全力を尽くしましょう。そうしたなかから、職場の代表を中央行動、国会行動に派遣しましょう。

生協労連作成の「最低賃金法とパート法の実効ある改正を求める署名」と宣伝資材を活用して、大きく世論と運動を巻き起こしましょう。2月21～23日を軸に実施される地域総行動（自治体・企業要請など）を中心に、ポケットティッシュと署名を活用し、職場・地域で大きく広げましょう。ポケットティッシュに印刷する内容は、最低賃金の改善とパート法改正を求める内容とします。「3.6安心できる雇用と賃金を！中央行動」は、「ストップ！！格差社会とワーキング・プア中央行動」と位置づけ、全国で積極的な参加を組織しましょう。

（1）最賃闘争の今日的な意義と可能性

最賃大幅引き上げで「貧困なくせ」「ワーキング・プア許せない」

「ワーキング・プア」「医療難民」「介護難民」などという言葉が飛び交い、日本の貧困は深刻な段階に進んでいるといわれています。生協職場や流通・商業の職場にも、パート・アルバイト、さらには関連・委託の職場で働くなかまが激増し、労働構成の8割～9割を占め、事業を支えています。しかしその実態は、ダブルワーク、トリプルワークで働いてもくらしが成り立たない、結婚もできない、子供も生めないという劣悪な賃金・雇用・労働条件にあります。このままでは、こうしたなかまたちがどんどん増え、固定化してしまうとんでもない社会になってしまいます。

こうした実態を改善するには、社会保障制度の飛躍的な充実とともに、労働者の雇用、生活と権利、労働条件の維持・向上をはかる必要があります。とくに法律で定める「最低賃金」の大幅な引き上げと「最低賃金法」の抜本的な改正がいま、きわめて重要な課題になっています。さきのアメリカの中間選挙でも、「最低賃金の引き上げ」が争点のひとつになり、選挙の結果、2～3割歳賃額が引きあがるもようです。

パート・非正規労働者の前進にとって絶好のチャンス

ところが政府与党は、財界・大企業の「不安定な雇用の拡大と労働時間野放し、残業手当不

払い」など労働法制改悪の要求に応えようとしています。これはまさに政府・行政の怠慢であり、憲法違反といわざるを得ません。さすがに政府与党のなかにも労働者・国民の不満と怒りの大きさ、来年の統一地方選挙・参議院選挙を意識して非正規労働者対策になんらか手を打たざるを得ないという認識を高めているようです。いまパート・非正規労働者が世論と国会にむけてアピールし行動することは、大きなインパクトがあり、前進する絶好のチャンスだということです。

生協労連は2006年度活動方針で最低賃金闘争について、「全国一律最低賃金制の確立、地域包括最低賃金の大幅引き上げの署名・宣伝行動、最低賃金審議委員の獲得、最低賃金体験運動、標準生計費調査など、世論と運動を大きく巻き起こします。なお、この点では、地域で生協労働組合の負っている役割と責任が大きいものがあります。最低賃金審議委員に立候補している人たちとの交流会を実施し、こんごのとりのくみの飛躍をめざします」と、提起しました。

来年早々の国会は、すでに「労働法国会」と呼ばれているように労働契約法や労働時間規制を破壊する法案とともに、一方では32年ぶりの「最低賃金法の改定」が予定されています。この情勢を生かし、以下に提起する行動に全力で取り組み、職場・地域、中央・地方で大きな前進をかちとりましょう。

(2) 単組・職場における行動メニュー

生協労連の最低賃金闘争方針と職場討議資料を活用して、単組での学習ととりくみの意思統一をすすめてみましょう。分会長などを対象に「チューター養成研修」にもとりくみましょう。

「最低賃金法とパート法の実効ある改正を求める署名」を店頭・街頭・駅頭でとりくみましょう。すべてのなかまに「ご近所・友達作戦」＝一人1枚(5筆)以上の署名行動を提起しましょう。

「最賃生活体験行動」を広く募集してとりくみましょう。

すべての生協・(関連)会社で働くすべての労働者の底上げを実現する賃金闘争をすすめてみましょう。生協・会社内で働くパート・非正規労働者の賃金の底上げ(ベースアップ)を実現しましょう。有効求人倍率が高くなり、パート・アルバイト採用が困難になってきていることから、採用時給の引き上げを求めましょう。生協・会社内で働く正規労働者の賃金の底上げ(ベースアップ)、年齢別最低保障を実現しましょう。新卒初任給の引き上げをかちとりましょう。

全国すべての生協と関連会社で働く労働者のミニマムとして、時給700円以上を実現しましょう。すでに700円以上を実現している地連・単組は、より高いミニマムを設定し取り組みをすすめてみましょう。

生協(企業)内最低賃金協定の締結をすべての単組で実現しましょう。生協と関連で働くすべての労働者の最低賃金協定をめざしつつ、労使間で合意できるレベルでの協定締結を実現しましょう。

(3) 地域における共同行動

「地域最低賃金審議委員」の立候補者を単組から積極的に推薦しましょう。地方労連・地域労連の候補者の選任めざす行動に積極的に参加しましょう。

地方労連・地域労連と連携して、「全国一律最低賃金制の確立」「最低賃金の引き上げ」を求めて、地方議会での意見書採択運動に取り組みましょう。

地方労連での地域包括最低賃金違反の摘発・是正、最低賃金体験運動などのとりくみに結集しましょう。

(4) 中央行動および全国統一行動

1月18日

10:30～最賃行動＝「地賃審議委員立候補者決起集会」：厚労省前

13:30～生協労連「最賃闘争交流決起集会」：日本教育会館

1月20～21日・27～28日・2月3日

各地連春闘組合学校で最賃闘争の意思統一。

3月6日「安心できる雇用と賃金を！中央行動」

「パート法&最賃法の改正」で中央行動を配置します。

最終の行動要綱は2月の中央執行委員会で決めます。

国会への法案提出の推移により、全労連より提起される中央行動に結集する。

全労連に結集して、中央最低賃金審議会への最低賃金引き上げを要請する中央行動を適時提起します。

(5) 最低賃金審議会の審議委員をかちとりましょう！

中央最低賃金審議委員に橋本のり子副委員長の選任をかちとりましょう。

生協労連は、橋本のり子副委員長の中央最低賃金審議委員に推薦します。

今度こそ橋本氏の任命獲得めざして、団体署名に取り組み、生協労連として厚生労働省への要請・交渉にとりくみます。

団体署名は、単組はもちろんのこと、部会・支部・分会まで広げましょう。

地方最低賃金審議委員に積極的に立候補し、選任をかちとりましょう。

昨年の地方最賃審議委員に生協労連のなかがね21人も立候補しました。残念なことに一人も選任されず、「連合独占」の不正な事態が続いています。生協労連は今年度さらに全国で積極的に審議委員に立候補することをよびかけます。地方労連に結集して、4月に改選される各地方の最低賃金審議委員の獲得への運動をすすめてみましょう。そして審議委員をかちとるため、全力を尽くしましょう。

2. 最低賃金の引き上げと改善が求められている

労働者の生活の安定と産業・企業間の公正な競争を確保するために、最低賃金を規制する最低賃金法があります。しかしその最低賃金は、別表の一覧表にあるとおり、東京の時間額719円から青森・岩手・秋田・沖縄の610円という水準です。1日8時間で2日出勤したとして推計すると、東京で126,544円、青森・岩手・秋田・沖縄では107,360円にしかありません。しかも、社会保険・税金を差し引いた可処分所得として80%で推計すると、東京101,235円、青森・岩手・秋田・沖縄85,888円とほとんどの都道府県が10万円にも満たない額となってしまう。この水準は、18歳単身・在宅の「生活保護基準」の70%程度にしかならず、とても「労働者の生活の安定」を確保できるものとは言えません。

2006年度の地域包括最低賃金は、すべての都道府県で前年比2円から6円の引き上げがされました。上昇額としては少ないものの、過去を上回る改定額を実現したことは、この間の私たちの運動による大きな成果です。しかし1977年に中央最低賃金審議会からの「目安」制度が導入されて以来、格差は拡大し続けています。格差社会が拡大するもとの、最低賃金スレスレでの採用が進められているばかりでなく、最低賃金を下回る違法ケースも生まれて

います。時間給で働くパート・アルバイトは、ダブルワーク・トリプルワークをせざるを得ない事態に追い込まれています。

今春の通常国会には、32年ぶりに最低賃金法の改正案が提出されようとしています。生協労連の2007年春闘方針では、パートの均等待遇を求める運動をすすめるとともに、実効ある最低賃金法の改正、全国一律最低賃金制の確立をめざす運動を推進します。全国・各地方で、最低賃金法の実効ある改正、最低賃金の引き上げと改善、全国一律最低賃金制の確立、最低賃金審議会委員の公正な任命を求める運動をすすめましょう。全国一律最低賃金制の確立、最低賃金法の実効ある改正の運動をすすめるために、原稿最低賃金法と枠組み、現状についての学習をすすめましょう。そのための資料としての活用をお願いします。

3. 全国一律最低賃金制の確立を（憲法25条と最低賃金法）

< 憲法第25条 >

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

< 最低賃金法 >

第1条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善をはかり、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第3条 最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

最低賃金法はその第1条で、憲法25条に定められた「生存権」を保障するものであることがうたわれています。しかし第3条に、「労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮」があるように、企業の「賃金支払能力を考慮」することから、低く抑えられ続けています。

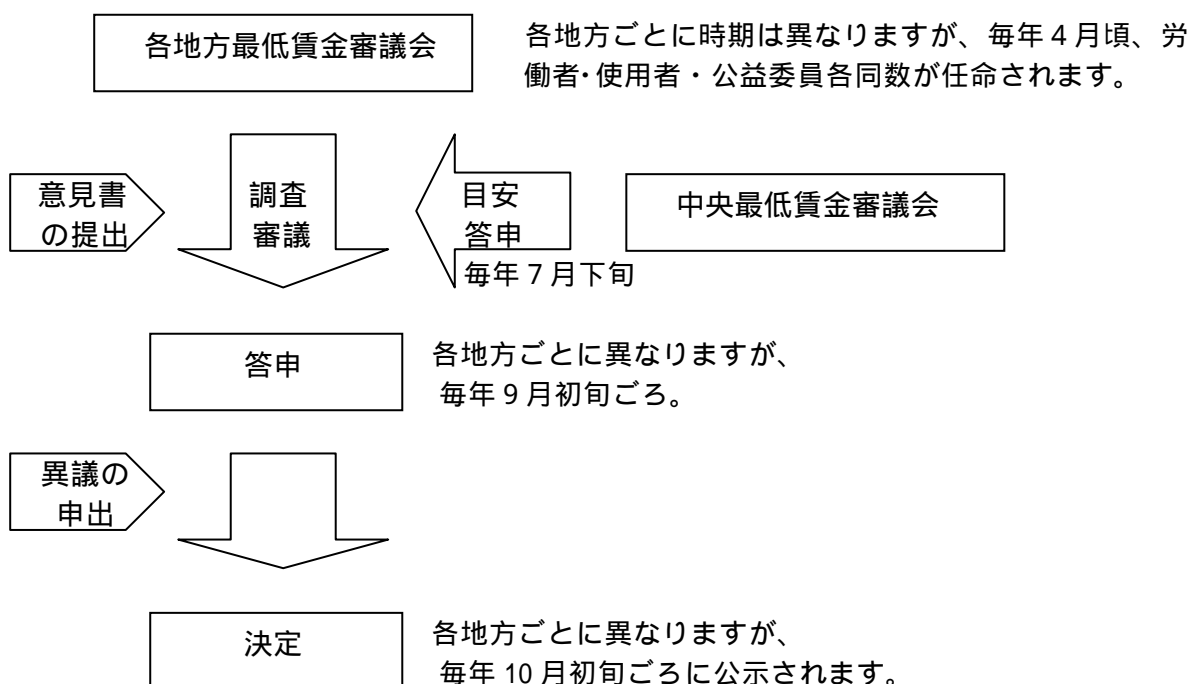
最低賃金が、憲法25条の「生存権」を保障するための制度となるよう、最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立が求められています。全労連・生協労連では、全国のどこでも誰もが「時間額1,000円以上」となるような「全国一律最低賃金制度」の確立を求めています。この春の取り組みとして提起している「全国一律最低賃金制度の確立を求める署名」をすすめましょう。地方・地域労連とともに、各地方議会に全国一律最低賃金制度の確立を求める意見書採択の運動をすすめましょう。

4. 最低賃金引き上げの運動を(最低賃金制度の枠組みと決定のしくみ)

最低賃金は、都道府県ごとにすべての労働者に適用される「地域包括最低賃金」と、都道府県ごとの特定の産業（業種）で働く労働者に適用される「新産業別最低賃金」があります。

< 地域包括最低賃金 >

地域包括最低賃金は、別表のように都道府県ごとに毎年定められます。各都道府県ごとに地方最低賃金審議会（労使と公益委員それぞれ同数によって構成）によって決定するというしくみになっています。しかし、別表を見ればわかるとおり、各都道府県の最低賃金はA B C Dごとのランクに固定され、各都道府県の決定の裁量権は限定されたものとなっています。それは、1977年から中央最低賃金審議会が各都道府県ごとの「目安」を答申する制度となったため、その「目安」の水準に規定されるという状況になっているからです。それでも、各都道府県の最低審議委員会での労働者側委員の奮闘や、各都道府県労連が意見書の提出・異議申出などをすすめていることにより、「目安」を1～2円程度上回る決定も出されています。



各地方ごとに、地域包括最低賃金違反の摘発・是正を求める運動を大きく広げることや、地域包括最低賃金の引き上げを求めて、最低賃金の実態についての調査・宣伝、最賃審議委員の獲得をめざす運動、最賃体験へのチャレンジをすすめましょう。最賃の引き上げを求めて、地方・地域労連と連携し、自治体・労働基準局などとの交渉をすすめましょう。C Dランクを廃止し、全国の地方がせめてBランク以上の金額になることを求める運動もすすめましょう。

< 産業別最低賃金 >

産業別最低賃金は、関係する労働者または使用者の申請を契機として、特定の産業（業種）について、一定の条件を満たし、地域包括最低賃金より金額水準の高い最低賃金設定が必要と認められたものについて確立し適用されます。各都道府県ごとに、地域包括最低賃金よりも高い額で450万人を超える労働者に適用されています。私たちが適用される「各種商品小売産業別最低賃金（衣・食・住全般にわたり販売するもの）」は、29都府県で設定されています（資料参照）。産業別最低賃金は、関係する労使のイニシアチブによって決定されますので、地域包括最低賃金と違い、中央最低賃金審議会の「目安」に拘束されるものではありません。

そうはいつでも、地域包括最低賃金の改定水準に規定されることは事実で、地域包括最低賃金の引き上げと改善を求める運動と連動した取り組みが大事になります。

産業別最低賃金は、関係労使の申請により、労働協約ケースと公正競争ケースがあります。労働協約ケースは、基幹的労働者の概ね 1/2 以上に最低賃金の定めのある労働協約が適用され、使用者全部の合意があることが条件となります。公正競争ケースは、基幹的労働者に産業別最低賃金の設定を必要とする賃金格差があり、労働者または使用者の概ね 1/3 以上の合意による申出があったものについて受理・審議会への諮問として取り扱われます。双方のケースとも、審議会は労使と公益委員同数で構成されます。金額の改正・廃止は、労働協約ケースは基幹的労働者の概ね 1/3 以上が条件になり、公正競争ケースでは、労働者または使用者の概ね 1/3 以上の合意が必要になります。産業別最低賃金の改定決定は、地方包括最低賃金の決定後に行なわれることになっており、12月改定がほとんどですが、地方ごとに異なります。また関係する労使の必要性が条件となることから、毎年必ずしも改定されるとは限りません。

1990年から、旧制度から新産業最低賃金制度に移行しましたが、上記のようなむずかしい条件のために、新たに申請が認められるケースはあまりありません。「各種商品小売産業最低賃金」の新たな確立は、連合の労組との共同なしには実現できませんし、増大するパートなど非正規労働者の組織化の前進が必要になります。地方での産業別最低賃金の引き上げと確立をめざし、連合商業産別との懇談を追求しましょう。

5 . パート労働者の最低賃金の引き上げをめざすために

生協労連は 2007 年春闘において、以下のようにパートの最低時給 = ミニマムを掲げてたたかいます。「生協労連ミニマム」は、すべての単組でクリアすることを統一闘争として提起しています。別表の「パート最低時給と生協労連ミニマムの到達状況」から、パートの最低保障金額の実態と 2007 年春闘で提起している最低保障要求の関係について明らかにします。

各単組の実態、現状を明らかにし、すべての単組が 2007 年春闘で「生協労連ミニマム」「各地連ミニマム」のクリアと底上げをめざしてたたかいをすすめてみましょう。

(1) パート最低保障賃金としての「生協労連ミニマム」

最低時給 700 円

すでに 700 円以上を実現している地連・単組は、より高いを設定してとりくもう。

「生協労連ミニマム」の時給 700 円は、めざすべき要求ではなく、全国の生協と関連で働くすべての労働者（アルバイトを含む）の最低保障賃金であり、これ以下の労働者は許さないというものです。しかしながら、別表の「パート最低時給と生協労連ミニマムの到達状況」を見てわかるとおり、生協労連の単組の 40%弱が最低時給 700 円以下という水準です。最低時給の水準は、地域間格差が大きく、北海道と九州ではほとんどの単組が到達できていません。最低保障賃金の根幹にかかわるたたかいとして、生協労連の統一闘争をすすめてみましょう。

(2) 地連別最低賃金の水準比較

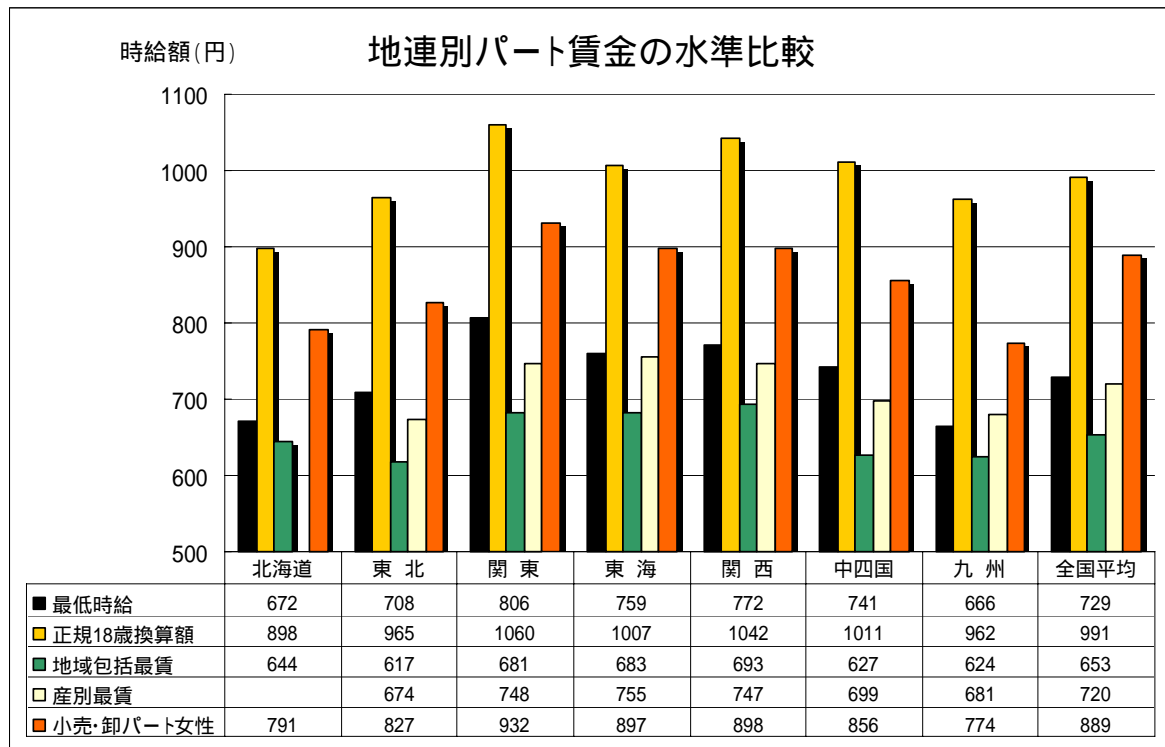
生協労連のパート最低保障時給について、別表の「パート最低時給と生協労連ミニマムの到達状況」から、地連別の平均値で次頁のようにグラフで比較してみました。

グラフでわかるとおり、生協で働くパート労働者の最低賃金水準は、当然のこと地域包括最

低賃金は上回っているものの、産業別最低賃金では、一部の地方で下回っています。生協のパート・アルバイトの募集は、地域のスーパーや百貨店の募集と競合することから、その地方の産業別最低賃金を上回ることは理事会の雇用責任と言えるでしょう。「生協労連ミニマム」とあわせ、産業別最低賃金を下回っている単組は、最低限それを上回る取り組みをすすめてみましょう。

正規 18 歳初任給の時間換算の水準とは大きな乖離があります。正規 18 歳初任給の時間換算の水準を求めることは、「同じ職場で働く同じ人間として公正に報われる」ことを求める要求であり、均等待遇要求の指標のひとつとして活用をすすめましょう。

また、標準生計費、生活保護基準、民事再生法の最低生活費などの指標の活用をすすめましょう。



「最低時給」は、2006 年春闘後の各単組の最低時給の地連別に平均値。

「正規 18 歳換算」は、各単組の正規 18 歳初任給（月額）を月間所定労働時間で割ったものの地連別平均値。

「地域包括最賃」は、各都道府県単位で設定されています。その地連別平均値。

「産別最賃」は、「各種小売産業別最低賃金（衣・食・住全般にわたり販売するもの）」が 29 都府県で設定されています＜ 7 県は「百貨店・（総合スーパー）＞。その地連別平均値。

「パート女性平均」は、厚生労働省「平成 18 年版賃金構造基本統計調査報告」による、産業分類（卸売・小売・飲食店）のパート女性の都道府県別平均値の地連別平均値。

（3）地域包括最低賃金、生活保護基準と民事再生法の最低生活費

地域包括最低賃金、生活保護基準、民事再生法の最低生活費は、各都道府県ごとに定められています。生活保護基準は、第一類が個人にたいする扶助基準で、第二類が世帯主への扶助基

準となっており、第二類の月支給額基準から、1.26（税金と社会保険料を係数化）をかけて算出しました。また、民事再生法の最低生活費は、民事再生法の適用を受けた企業が労働者にたいして保障する最低生活費で、年額で表示されたものを12ヶ月で割って算出しました。この最低生活費の基準も税金と社会保険料が除外されていますので、1.26をかけています。それぞれの基準は、憲法25条にもとづく生活を営む上で、最低の基準です。これを下回る水準の単組では、労働者の生活実態から、水準を引き上げる要求と交渉をすすめましょう。

(4) 標準生計費

公務員の賃金をはじめとして「標準生計費」が労働者の賃金を決める資料として頻繁に使用されます。最近の成果主義・業績主義賃金の提案の中でも、年齢別の最低賃金を決める基礎データとしても生協のなかでもよく出てきます。修正最低生活費は最低生計費に1.26を乗じています。1.26の係数は、税金・社会保険の本人負担分から推計した数値です。

世帯人数と年齢の関係は、18歳高卒初任給、36歳第二子誕生となります。

6 . 最低賃金の協定化をすすめよう

Step 1 労組員の最低賃金の協定化

正規・パートはもちろんのこと、労組員として組織している嘱託・契約社員・アルバイトなどの最低賃金の協定化をすすめましょう。これは、すべての単組でのとりくみとして推進します。

Step 2 生協（会社）の直雇用労働者の協定化

労組員として組織していないパート・アルバイト、嘱託・契約社員などの最低賃金の協定化をすすめましょう。労組員として組織していないために、理事会が協定化を拒む可能性があります。単組として、これらの労働者を組織化することとあわせて、理事会に協定化を要求していきましょう。

Step 3 生協（会社）と関連で働く労働者の協定化

直雇用以外の委託（請負）労働者・派遣労働者を含めての協定化をすすめることは、労働組合づくりと組織化をすすめていくことと一体でのとりくみが求められます。協定化は、労使での集団的な交渉と合意が必要です。2007年春闘では、こうした視野をもったのとりくみの一歩をすすめましょう。